

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号

96

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

公金収納における電子マネーの取扱いの明確化

提案団体

埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治体の施設の入場料等において電子マネーによる公金収納が推進されるよう、法制度上の取扱いを明確化すること。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要となり迅速な支払が可能な、利用者の利便性が高い決済手段である。

平成 20 年の電子マネーによる決済は 11 億件、決済金額は 7,581 億円であったが、平成 28 年には 52 億件で 4.7 倍、決済金額は 51,436 億円で 6.8 倍と飛躍的に増えている。

また、日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成 32 年(2020 年)に、国が目標としている 4,000 万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。

これらを踏まえ、地方自治体の施設の入場料等においても、電子マネーによる公金収納を推進することが、県民及び外国人旅行者の利便性向上に資するものとなる。

【支障】

地方自治法上、電子マネーの取扱いが収入の方法として定められていないため、導入の妨げとなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

小額支払いについて小銭の取扱いが不要になり、利用者の利便性の向上を図れる。

日本の通貨になれない 4,000 万人の外国人旅行者にとって、電子マネーの利便性が高く、ストレスなく観光できる。

根拠法令等

地方自治法第 231 条の 2 第 6 項

地方自治法施行令第 157 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、群馬県、入間市、船橋市、島田市、小牧市、兵庫県、山口県、徳島県、熊本市

○日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成 32 年(2020 年)に、国が目標としている 4,000 万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。
○今後、支払い方法のニーズが多様化することを踏まえ、法制度上の取扱いを明確化するべきだと考える。

各府省からの第 1 次回答

地方公共団体の公金の収納は、現金による納付が原則とされているが、地方自治法第 231 条の 2 第 6 項の規定により、納入義務者が、地方公共団体の長が指定した指定代理納付者が交付・付与する証票などの物や番号等を提示・通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合に承認することができる。
電子マネーを利用した公金の収納については、電子マネーの決済事業者を当該指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成 27 年 12 月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」で取りまとめられた報告書において、公金収納における電子マネーの収納方法を確立するために、地方公共団体の財務制度を見直す必要があると示されている。
その後、総務省から公金収納における電子マネーの位置づけを示す通知等が発出されておらず、現状では電子マネー活用が可能と解することは困難であり、課題も多く残されている。
例えば、電子マネーでの支払方法には、プリペイド方式とポストペイ方式によるものがあり、この違いにより歳入の納付に係る弁済効果の発生時期や遅延金に影響が生じる。
また、地方自治法施行令第 157 条の 2 に規定する指定代理納付者についても、クレジット会社は総務省通知(H18.11.22)により要件が示されているが、電子マネーにおいては事業者が多様であり、クレジット会社と異なり与信審査もないなど、同様に取扱ってよいのか不明である。
以上のように、公金収納における電子マネーの位置づけや検討すべき課題について、法令または通知等で明確化していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。
【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 地方自治法 231 条の 2 第 6 項の規定に基づき、電子マネーの決済事業者を指定代理納付者として指定することにより、その活用が可能であり、また、地方公共団体から明確化が必要だということであれば、検討していくとの回答であった。明確化するにあたっては「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(平成 27 年 12 月)」において検討すべきとされた、電子マネー事業者に必要な要件や事故等がある場合に調査を行う権限の付与などについて、これらの検討結果を留意事項として全国へ明示していただきたい。
○ 既に電子マネーを導入している自治体もあるので、明確化することで現在活用している自治体に支障が出ないよう、現状を十分把握した上で対応していただきたい。

各府省からの第 2 次回答

自治体における導入事例や留意事項等について整理した上で、平成 30 年度中を目途に、電子マネーを利用した公金収納の取扱いが可能である旨を通知等により周知する。

6【総務省】

(1) 地方自治法(昭 22 法 67)

(i) 地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231 条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。